

定期調査報告対象建築物等一覧表

大崎市

報告の 間隔	大崎市の定期報告対象(Aは当該用途の床面積の合計)			報告の時期																
	建築物 代表用途	具体的な用途	次のいずれかの規模に該当するもの (建築基準法施行令第16条・大崎市建築基準法施行細則により報告が必要な建築物)	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年	
				4月 1 6月	7月 1 9月	10月 1 12月	4月 1 6月	7月 1 9月	10月 1 12月	4月 1 6月	7月 1 9月	10月 1 12月	4月 1 6月	7月 1 9月	10月 1 12月	4月 1 6月	7月 1 9月	10月 1 12月	4月 1 6月	7月 1 9月
3 年 毎	店舗等	百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗	・A>100㎡(地階又は3階以上の階における当該用途が100㎡を超えるもの)※1 ・A≥500㎡(2階にある当該用途の床面積)※1 ・A≥3,000㎡※1 ・A≥1,000㎡(2階以上の階に当該用途に供する売場があるものに限る。)	○			○			●			○			○			●	
		展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店及び飲食店	・A>100㎡(地階又は3階以上の階における当該用途が100㎡を超えるもの)※1 ・A≥500㎡(2階にある当該用途の床面積)※1 ・A≥3,000㎡※1 ・A≥1,000㎡(2階以上の階に当該用途に供するものがあるものに限る。)																	
	劇場等・集会場等	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	・A>100㎡(地階又は3階以上の階における当該用途が100㎡を超えるもの)※1 ・A(客席部分)≥200㎡※1 ・主階が1階にないもの(劇場、映画館、演芸場の用に供するものに限る。)※1		○			○		●			○				○		●	
	旅館等	旅館、ホテル	・A≥300㎡	○			●			○			○			●			○	
	病院等	病院、診療所等(患者を入院させる施設のあるものに限る。)	・A>100㎡(地階における当該用途が100㎡を超えるもの)※1 ・A>100㎡(3階以上の階における当該用途が100㎡を超えるもの)			●			○			○		●			○			
	共同住宅等	サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホーム※2	・A≥300㎡(2階にある当該用途部分の床面積)※1 ・A>100㎡(地階又は3階以上の階における当該用途が100㎡を超えるもの)※1 ・A≥1,000㎡(3階以上に当該用途を有するものに限る。)			○			●			○			○			●		
		上記以外の共同住宅、寄宿舎及び下宿	・A≥1,000㎡(3階以上に当該用途を有するものに限る。)																	
	児童福祉施設等	児童福祉施設で高齢者・障害者の就寝の用に供するもの※3	・A≥300㎡ ・A>100㎡(地階における当該用途が100㎡を超えるもの)※1 ・A>100㎡(3階以上の階における当該用途が100㎡を超えるもの)			○			○			●			○			○		
		上記以外の児童福祉施設	・A≥300㎡ ・A>100㎡(3階以上の階における当該用途が100㎡を超えるもの)																	
	博物館・美術館等	博物館、美術館、体育館、図書館、ボウリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・A>100㎡(3階以上の階における当該用途が100㎡を超えるもの)※1 ・A≥2,000㎡(避難階以外に当該用途を有するもの又は2階以上に当該用途があるものに限る)			○			○			●			○			○		
学校・事務所等	学校、事務所その他これに類するもの	・A>1,000㎡(5階以上に当該用途を有するものに限る。)	●				○				○			●			○			
毎 年	建築設備	・換気設備(中央管理方式の空調設備に限る。) ・排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る。) ・非常用の照明装置(蓄電池別置形、自家発電機形、両者併用型に限る。)		上記の建築物に付帯する設備は、毎年の定められた時期に報告すること。																
	防火設備	・防火設備(随時閉鎖式又は作動をできるものに限る。※4) (初回報告は平成30年度から。)		「上記の建築物に付帯する防火設備」及び「病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、※3」に該当する用途で、床面積が200㎡以上に設けられる設備については、建築物の用途で定められている毎年の定められた時期に報告すること。																
	昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(フロアタイプに限る。※5)(初回報告は平成30年度から。)		毎年の設置月を基準に報告すること。(エレベーターについて、労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター、かごが住戸内のみを昇降する昇降機は対象外です。)																
	遊戯施設	ウォーターシュート・コースター等の高架の遊戯施設、メリーゴーランド・観覧車・オクトパス・飛行塔等の回転運動をする遊戯施設		【凡例】 ● 建築物と建築設備の報告時期が同じもの。 ○ 建築設備の報告時期																
※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2 用途が児童福祉施設等で建築確認を受けているものは、定期報告も児童福祉施設等での取扱い。 ※3 児童福祉施設で高齢者・障害者の就寝の用途に供するものとは、平成28年国土交通省告示第240号より、以下の用途のもの。 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。) ・盲導犬訓練施設 ・老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するもの)、養護老人ホーム ・母子保健施設 ・特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・助産所、救護施設、更生施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自律訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。) ※4 常時閉鎖式の防火設備(普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの)、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は定期検査報告対象外。 ※5 小荷物専用昇降機は、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも60cm以上高いものは定期検査報告対象外。			【注意】 ・新築又は改築(一部の改築を除く。)を行い検査済証(交付を受けたものは、その直後の報告が免除。)																	